



「新賃金・夏季手当について」

申12号

に関する申し入れ提出！！

JR東労組は、12月20日日本社より、今後の賃金引上げ（ベースアップ）などの春闘交渉と、夏季手当交渉を同時期に行うことを原則とする内容の「新賃金・夏季手当について」の提案を受けました。労働条件の最たる賃金に関わる労使交渉のあり方に関する重要な内容であり、次期の賃金引上げ交渉から実施する考えも示されていることから、あまりにも唐突であると言わざるを得ません。

会社は「夏季手当については、前年度下期の業績を踏まえ議論してきたことから、年度末に新賃金と一緒に検討することは一定の合理性があり、これにより年収ベースでの見通しが一定程度立つことによって、社員が計画的な生活設計を立てられようにすることは社員一人ひとりの働きがいの向上へとつながる」としています。過去には、賃金引上げ（ベースアップ）と夏季手当を同時期に議論してきたこともありますが、あくまでもその時々状況を鑑み、労使合意のもと同時期に議論をしてきたのが経緯です。また、夏季手当交渉は、年度末決算の実績やその時々職場の奮闘などを労使で一致を図ってきた経緯もあり、同時期議論を前提とすることは労使交渉が硬直的になるのではないかと危惧します。さらに、そもそもベースアップと期末手当の性質は異なることから、今後同時期議論を原則とすることへの納得感は現段階見出せていません。

職場からは「ベースアップや定期昇給、期末手当を一緒にくたにされてしまうのではないか」「労使交渉の形骸化ではないか」「見通しが不透明なことも理由とされ期末手当が抑えられてきた」「唐突感があり納得感は持てない」「交渉回数が減ることになれば十分な労使議論ができないのではないか」などの声が上がられています。

したがって、賃金に関する交渉は回答内容が最重要であります。時々情勢や職場現実を踏まえ、労使が精力的かつ建設的に議論をおこなうことも重要だと考えることから、下記のとおり申し入れました。今後、精力的に団体交渉を行ってまいります！！

1. この間の経緯や経過を踏まえ、「新賃金・夏季手当」交渉は同時議論を原則とすることなく、その都度労使合意のもと実施するものとする。



賃金は労働条件の最たるもの！！

職場現実、組合員の声を訴えるため、

十分な議論を行うことを求めています！！